

第 178 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 平成 31 年 2 月 19 日(火) 14:00～16:00 |
| 場 所 | 環境局研修会館 |
| 議 題 | 平成 29 年度事後調査結果の報告 ・ 第 11 次クリーンセンター建設事業 ・ 近畿自動車道名古屋神戸線 |
| 出席者 24 名 | ◇審査会委員：7 名 太田委員，武田委員，花嶋委員，藤原委員，増田委員，宮川委員，山下委員 |
| | ◇環境局職員：11 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌担当課長， 中村自然環境共生課長 他事務局 7 名 ◇事業者：6 名 神戸市 環境局事業部管理課 灘課長 他 2 名 西日本高速道路株式会社関西支社 阪神改築事務所工務課 西野課長 他 2 名 |
| 公開・ 非公開 | 一部非公開（傍聴人 0 名） |

○開会

- 【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところご出席いただきまして，ありがとうございます。ただいまから，第 178 回神戸市環境影響評価審査会を開催します。本日は，平成 29 年度の事後調査結果に関する報告を受けることになっています。それでは事務局，よろしく願いいたします。
- 【自然環境共生課長】 それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【議 長】 この後の議事では，貴重な動植物等に関する報告が一部含まれると聞いております。貴重な動植物等に関する情報につきましては，神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号に定める事務事業執行情報に該当することから，本審査会の運営規定に基づき，非公開とすることができることとなっています。本日の審議のうち，貴重な動植物等に関する報告にあたりましては非公開としたいと思いますが，ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

- 【議長】 ご異議ないようですので、後ほど、貴重な動植物等に関する報告を受ける際には、非公開とする旨の宣言をいたします。
- それでは、議事に入りたいと思います。
- 第 11 次クリーンセンター建設事業の事後調査結果の報告を行っていただきます。
- 事務局は事業者を紹介してください。

《事業者の紹介》

- 【議長】 それでは事業者より資料 1 の説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料 1 第 11 次クリーンセンター建設事業 供用後の事後調査業務報告書
概要書（平成 29 年度）

について説明》

- 【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

- 【委員】 発電所のアセスにおいては白煙が景観上で問題になったりしますが、このように白煙防止装置をつけるというのは、現在は一般的なのか、それとも新しい試みなのか教えて頂けますか。

- 【事業者】 白煙は水蒸気とはいえ、どうしても印象が悪いということで、従前は市内の他のクリーンセンターでも白煙防止装置を使用しておりましたが、高効率な発電所を目指すために、蒸気をできる限り発電に回すという考えのもと、最近は使用しないことが多いです。

11 次クリーンセンターに関しては、神戸空港が近く、飛行機の往来に支障をきたすことも考えられたので取りつけていますが、近頃は冷え込むことが少ないので、ほとんど使用しておりません。ただし、仮にごく冷え込んだときに、すぐ使用できる準備はしています。

- 【委員】 88 ページについて、実際のCO₂の排出量は増えていますが、ごみ発電による削減効果が増加しているため、差し引きで温室効果ガスの排出量が少ないとの説明でしたが、資料では最後に差し引いた後の結果しか書いてありません。

せつかくなので資料にきちんと書いておいた方が良いと思います。

- 【事業者】 ご指摘のとおり、次回より記載させていただきます。

- 【委員】 ごみ発電で得られた電気によって、場内で使用する電気を賄い、残りを売電するとのことですが、この売電量の内訳も記載してはどうですか。

- 【事業者】 今回は場内使用量と分けて記載いたします。

- 【委員】 フォトモンタージュの写真について、特に遠景の場合、カメラは何ミリの焦点距離で撮られていますか。広角で撮ると被写体が小さくなり、肉眼で見たときと雰囲気が大分違ってきます。例えば 84 ページの写真はかなり遠景になっていま

す。

【事業者】 撮影した業者からも、この距離だと、どうしてもこのような写真になってしまうと聞いております。

もう一度、わかりやすく撮れる機会を探してみようと考えております。

【委員】 カメラだと 35 ミリフィルム換算で、焦点距離 50 ミリが人間の目に近いと言われているので、そのあたりを考慮していただければと思います。

【議長】 ほかにご意見、ご質問がないようですので、本事業に関する報告は終了します。事業者の方、ご説明ありがとうございました。退室していただいて結構です。

《事業者入れ替わり》

【議長】 それでは、近畿自動車道名古屋神戸線の事後調査結果を報告していただきます。

事務局は、事業者を紹介してください。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、事業者の方より、資料 2 についてご説明をお願いいたします
なお、資料 2 については、貴重な動植物以外の内容を先に説明いただいて、貴重な動植物等に関する内容は、後ほど説明いただきます。よろしくお願ひします。

《事業者より、

資料 2 平成 29 年度 近畿自動車道名古屋神戸線 事後調査報告書【概要版】
について説明》

【議長】 それでは、今までのところでご質問ありますか。

【委員】 26 ページで廃棄物量が書いてありますが、この掘削土量というのは、差し引きした後の搬出量でしょうか、それとも、差し引き前の盛土に使う分も含めた土量でしょうか。

【事業者】 差し引き前の土量です。掘削後の土を高架下に盛土したり、一部搬出したりしており、その総量を記載しております。

【委員】 最終的に外部搬出した量はどのくらいになりますか。

【事業者】 すみません、今手元に資料がないのでわかりません。

【委員】 14 ページで「モニタリングの実施、調査結果については有識者の了承が得られたために終了する」とありますが、やはりこの審査会で判断すべきことではないでしょうか。

【事業者】 そうですね。この審査会での判断というのもございますが、我々としても、事業者としての責任がございますので、有識者の意見を聞いて判断させていただきました。

【委員】 神戸市内の事業については、最終的にはこちらの審査会の判断が要ると思います。

【事業者】 はい。

【委員】 27 ページの伐採木の産廃処理について、木炭、灰、堆肥、木質ペレットとしての利用と書いてありますが、どのように処理されたのですか。

【事業者】 伐採木は再資源利用施設へ搬出しております。一般的にこちらの施設にて木炭・灰・堆肥・木質ペレットに加工されますので、そのように記載しました。

【委員】 「適切に処理を行っていることを確認した」と書いてありますが、実際には確認してないのですか。

【事業者】 処理施設に搬入したことを確認したという意味です。

【委員】 実際に処理されたかどうかは確認してないわけですね。

【事業者】 はい、ただ私どもは処理施設に間違いなく搬入しました。

【委員】 確認していないことは書けないのではないのでしょうか。

【事業者】 わかりました。

【議長】 ほかにはよろしいですか。

無ければ動植物の説明に移りますが、これからの審議は非公開といたします。
引き続き資料3について説明をお願いいたします。

《事業者より、 資料3 事後調査報告書【希少種説明用】 について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】 の移植先は、このですか。

【事業者】 はい。の保全エリアです。

【委員】 保全エリアというのは貴社の所有地ですか。

【事業者】 今はそうではありません。

【委員】 をずっと保全していくのはかなり大変です。1ヶ所でを育てても、ある年になると、全然来なくなったりします。周辺地域も含めて条件のいい場所を何カ所かつくる必要があると思います。

だから、本当にを保全しようとするれば、もう少し広い範囲で考えるのがいいのですが、事業者としては自分の事業区域しか対策できないと思います。

地元の方に引き継いで頂けるということで、これは非常にありがたいことです。ぜひ応援していただきたいと思います。

また、ときに、例えば、スマレやツツジ等、そういった植物の保全もあわせてお願いできればと思います。

【事業者】 分かりました。地元の方にもその方向でお話をさせていただきます。

【委員】 ぜひお願いします。

【事業者】 地元の方々もがどのあたりにか結構熱心に探されていて、事業地以外の周辺区域でも色々なところにことを確認して

おります。

先ほど言われた[]についても、保全エリア内に必要だと考えており、生育させています。

このような形でこれまで保全活動を続けておりました。

【委員】 今後も是非お願いします。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 6ページの[]について、「移植後2年の調査で[]・[]・[]が確認され、良好な[]環境が保たれていることから、平成28年で調査終了した」と書かれていますが、これだけでは良好な環境が保たれているかどうか判断できないと思います。

[]は、[]が12年、[]だと20年近く生きているといわれる[]でして、[]する場所があれば、当然、[]わけです。

ですから、厳密に言えば、現実的ではありませんが、再生産ができ、次の代が育ち、それが順調に個体数を保っているというためには、個体群行動を押さえないとはいけません。それをやらないにしても、もう少し長いスパンで個体数の変動を見るべきであって、[]や[]がそのときに確認できたから良好な環境が保たれているというのは論理的におかしい気がします。

そのあたりはどうお考えですか。

【事業者】 移植をしたのが平成23、24年でございます。その後平成25年から平成28年までの4年間調査を実施しております。

その中で、[]や[]、[]も確認できました。

【委員】 昔は10[]見つかった場所で、現在1[]しか見つからないのであれば、個体群がどんどん崩壊していることになります。

そのあたりをもう少し定量的に判断できるデータを示して頂かないと、こちらとしては良かったですねとは言えませんし、ここで承認されたら終わりという話になるのであれば、なおさらそのあたりを伺わないといけなと思います。

【事業者】 口頭でもよろしいでしょうか。

【委員】 はい、もちろん。

【事業者】 平成23年、24年に3ヶ所に移植し、その内の1ヶ所では53個体を移植しました。その後、平成25年の調査では150個体の[]、平成26年の調査では100個体を確認いたしました。

【事業者】 別の1ヶ所については、[]5個体、[]42個体、[]19個体を移植しました。平成26年の調査では、[]は1個体しか確認できませんでしたが、[]は51個体、[]は12個体と、移植数と同じくらいの数を確認できました。

もう1カ所については、[]10個体、[]40個体、[]9個体を移植しました。その後の平成28年の調査では[]1個体、[]33個体、[]2個体を確認できました。

〔 〕は移植先に〔 〕,〔 〕ために、移植した個体を全て〔 〕ことは難しく、年度によって変動はありますが、〔 〕,〔 〕,〔 〕の個体数は定量的に押さえるようにしております。

これらの結果については、昨年度の審査会でご報告しましたので、今回の報告書には数字まで書いていませんでした。

【委員】 今のご説明で少し安心しましたが、〔 〕逃がして、〔 〕確認しましたということは余り問題にはなりません。我々も再調査がとても難しいというのはよく存じており、重要なことは複数年での個体数の変動を把握するためには、同じ季節に同じ場所で同じ人が、同じやり方でデータをとらなければ、どれだけ数字を並べられても判断できないということです。

【事業者】 はい、おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 特に〔 〕は気を使わないといけない生き物ですので、フォローをしっかりとっていただくようお願いします。

【事業者】 はい。

【議長】 ほかによろしいですか。

【環境保全部長】 事業者にお伺いします。

今後の供用後の調査において、〔 〕と〔 〕はどのように調査されるのでしょうか。

維持管理について地元を引き継がれるとのことですが、調査についての事業者の考えをお聞きしたうえで、審査会委員のご意見をお伺いしたいと思います。

【事業者】 〔 〕と〔 〕につきましては、避難させていた〔 〕を平成 29 年度に移植したので、その状況をもう 1 年見ないといけないということもあり、平成 30 年度も継続して〔 〕状況を調査しました。

その調査結果については、我々のほうで設置している検討委員会にて報告いたしました。

その後、地元の方々に対しては、平成 30 年 7 月に維持管理の引き継ぎをさせていただきましたが、我々も現地の状況を確認していきたいと考えています。

【議長】 今年度も調査したのであれば、その調査結果は今後報告されるということでしょうか。

【事業者】 はい。来年度に調査結果をご報告させていただきたいと思います。

【自然環境共生課長】 今のご説明であれば、供用後の調査では、動植物の調査はもう実施されないという計画ですか。

【事業者】 供用後の調査は平成 30 年〔 〕に実施しています。

【自然環境共生課長】 〔 〕や〔 〕について、供用後の継続した調査というのは、今後計画されていないということですか。

【事業者】 平成 30 年〔 〕月に調査を実施しております。今後も調査を継続するかというご質問でしょうか。

- 【自然環境共生課長】 はい。
- 【事業者】 供用後の平成30年[]月まで毎年度定量的な調査を行ってきました。その中で問題ないという調査結果が得られたことから、今後の継続的な調査は考えておりません。
- 【自然環境共生課長】 平成31年度の調査を予定していないということですか。
- 【事業者】 はい。
- 【自然環境共生課長】 その平成30年度の調査結果は、1年後に報告されるのですか。
- 【事業者】 はい。次回の審査会にて報告させていただこうと思います。
- 【環境保全部長】 ただ、その報告の際に、内部の検討会の承認が得られたから今後の調査を終了します、この審査会には事後報告になります、という説明はどうかと思います。
- 平成30年[]月の調査結果に対する評価はまだ出ていないのでしょうか。それとも、内部の検討会において何らかの評価が出たことから今後の調査を終了したいということなのでしょうか。
- 【事業者】 資料2の14ページに書いておりましたが、平成30年[]月の調査結果については、平成30年12月に開催した検討会にて報告しており、調査の終了についても了承を得られております。
- 【環境保全部長】 ただ、平成30年の調査結果は、市の審査会には報告されていません。
- 【事業者】 はい。来年度の審査会にてご報告させていただきます。
- 【環境保全部長】 しかし、来年度の審査会において平成31年の調査が必要だという意見が出されても調査は実施できません。
- 【事業者】 はい。時期的にそうになってしまいます。
- 【議長】 それはやはり良くないと思います。平成30年度のデータも示していただいたうえで、調査を終了していいという判断をしなければなりません。
- 【自然環境共生課長】 新名神の工事区間全体については、貴社が設置している検討会の了解がとれているかもしれませんが、議長がおっしゃるとおり、神戸エリアについての判断は、この審査会が行うということが基本です。
- 当初から、検討会の了解がとれているというご発言がありましたが、この審査会の委員にも動植物の有識者がおられますので、そういう認識のもとに、平成30年[]月の調査結果をこの場で説明したうえで、検討会でも了解は得られていたとしても、この審査会でも了解をいただきたいというような説明を本来していただくべきであると思っております。
- 【事業者】 今回は平成29年度の調査報告なので、平成30年度の調査結果は含めないでほしいと言われましたので、このような資料を作ってしまった。
- 【自然環境共生課長】 報告書の中に記載しなくても、その調査を終了するという発言をされるのであれば、それなりの資料をつけて説明をしていただかないと、審査会の委員の方々も判断ができないと思います。
- それを一方的に、そちらの検討会の了解がとれたから全て終了すると、決定事

項ですというような説明はおかしいと思います。

【事業者】 決定事項だとは思っておりません。

【自然環境共生課長】 しかし、資料2の14ページで、「了解が得られたため調査終了」と書かれています。

【事業者】 すみません、ここは言葉足らずでした。

【自然環境共生課長】 神戸市に提出される資料の中でそういった説明をされても、委員の方々もこれだけをもって、了解しがたいのではないかと思います。

【事業者】 平成30年の調査結果を口頭で補足説明させてもらってもよろしいでしょうか。

平成30年[]月にモニタリング調査を行い、[]の[]は23個体、[]は45個体を確認しました。

[]は990[]、[]数は7,703[]を確認しました。

この調査結果を、昨年12月に開催した検討会にて説明させていただきました。平成29年度の調査結果と比較して、平成30年度の調査結果については、[]の個体数はほぼ変わらないこと、[]は[]数が若干減ったものの、[]数は平成29年の4,900[]から平成30年の7,700[]とかなり増えていましたので、[]状況としては非常に良いとご報告いたしました。

この調査をもって、弊社としては調査を終了したいということをお願いするという次第です。

【委員】 []の[]数は999ですけど、[]まとまって形成されている[]の数はどのくらいでしょうか。

【事業者】 一つの塊には[]数がそれほど集まっておりません。

【委員】 ということは、[]数が999あるということですね。

それだけあれば大丈夫だと思いますけど、長期にわたって、そこで[]するかはわかりませんが、もう少し広い範囲で分散して[]できるようなことを考えていただけたらいいと思います。

今のところは持続しているという調査結果であれば、いいかと思います。

【委員】 そうすると、来年度の事後調査報告は実施されるのでしょうか。

【事業者】 これ以外にも、まだほかにも調査項目がございます。

【環境保全部長】 []、[]に関しては、来年度の調査報告書に記載されるのですね。

【事業者】 はい。それ以外にも調査項目はあります。

【委員】 それ以外にもありますが、[]、[]に関しては、平成30年度で調査を終了するため、報告のみになるということでしょうか。

【事業者】 はい。

【環境保全部長】 先ほどの審議の結果で、そうなったということです。

【委員】 分かりました。

- 【議 長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、ほかにご質問ないようですので、本事業に関する報告は終了いたします。
事業者の方、説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

《事業者退席》

- 【議 長】 資料2の14ページの記載については、記載方法を変えてもらわないといけないのではないのでしょうか。勝手に終了しますと言われても困ります。
- 【委 員】 変えてもらうか、これは残したままで、市でメモを作ってもらって、合わせて保管するという方法もあると思います。
- 【自然環境共生課長】 口頭の報告も含めて審議した結果、一部の調査を終了することについて了解が得られた、という内容を記載した資料を作り、報告書と一緒に保管するというところでよろしいでしょうか。
- 【議 長】 それで結構です。
それでは、本日の資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。
- 【自然環境共生課長】 ただいまの非公開の審議の中で貴重な動植物に関する資料を配付いたしましたが、当該資料については、今後、部分公開という形で公表する予定でございます。
- 【議 長】 事務局から説明がありましたとおり、部分公開といたします。
それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。
- 【自然環境共生課長】 本日いただきましたご意見につきましては、事業者に全て反映させるように、個別に指導させていただきます。
本日は、これもちまして閉会といたします。